

事務連絡
令和3年1月19日

専務理事 各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
業務部

令和3年度の自賠責保険料について

今般、自動車損害賠償責任保険審議会が自賠責保険料の引き下げを決定し、金融庁から別添のとおり令和3年4月1日から適用する料率が公表されました。

つきましては、法人ハイヤー・タクシーの新たな保険料は下記のとおりとなりますので、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

また、損害率の改善のため、引き続き交通事故防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

車種	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
営業用乗用自動車A	102,200 円	93,120 円	△ 9,080 円	△ 8.9%
営業用乗用自動車B	81,360 円	74,260 円	△ 7,100 円	△ 8.7%
営業用乗用自動車C	62,110 円	56,830 円	△ 5,280 円	△ 8.5%

※離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用される12ヶ月契約の場合の基準料率。
適用される地域については別表に記載。